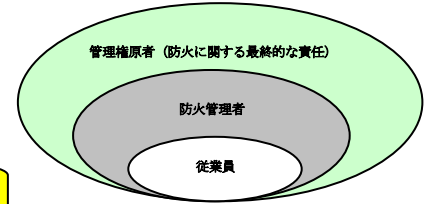


この消防計画の作成例をそのまま消防署長に提出することはできません。特に下線箇所は必ず実態に合うように記入して下さい。また、この消防計画は、一般的な用途形態を想定していますので、事業所個々の営業形態及び組織、建物構造、設備の設置状況等の実態とその特異性を加味して記入しなければなりません。

(一般 防火対象物用)

※防火管理に関する責任の範囲 (イメージ)

〇〇〇〇ビル 消防計画



第1章 総則

消防計画は、火災対策以外にも、地震、水災等あらゆる災害から被害を防止するために策定します。

(目的)

第1条 この計画は、消防法第8条第1項に基づき 〇〇〇〇ビル における防火管理業務について必要な事項を定め、火災、震災、その他の災害の予防及び人命の安全並びに災害の防止を図ることを目的とする。

～建物の管理権原が複数 (テナントビル等) の場合は次のとおり変更する～

この計画は、消防法第8条第1項に基づき、(〇〇〇〇ビル) のうち (管理権原者名又は役職名) の管理権原の及ぶ部分における防火管理業務について必要な事項を定め、火災、地震その他の災害の予防及び人命の安全を確保するとともに、被害の軽減を図ることを目的とする。

統括防火管理者の設置が必要な防火対象物に該当する場合は、統括防火管理者が作成する「全体についての消防計画」と整合性を図る必要があります。

(消防計画の適用範囲)

第2条 この計画は、〇〇〇〇ビル に勤務・出入りし、又は居住するすべての者に適用する。

勤務者又は居住者は、勿論のこと、外来者 (出入りする請負業者、運搬業者、見学者等) についても適用します。

～建物の管理権原が複数 (テナントビル等) の場合は次のとおり変更する～

この計画は (建物名称) のうち、次に示す部分に勤務 (居住) し又は出入りするすべての者に適用する。

— 計画の適用範囲 —

- 1 (例 2階〇〇店内)
- 2 (例 2階〇〇店前の廊下部分・階段部分)

管理権原者の責任は、防火管理者を選任して時点でなくなるわけではありません。最終的な防火管理の責任者が管理権原者であることにならなく消防計画の実効性を確保するためには管理権原者の防火意識が最も重要です。

(管理権原者の責務)

第3条 管理権原者は、〇〇〇〇ビル の防火管理業務について、すべての責任を持つものとする。

- 2 管理権原者は、防火管理者が消防計画を作成 (変更) する場合、必要な指示を与えなければならない。
- 3 防火上の建物構造の不備や消防用設備等の不備・欠陥が発見された場合は、速やかに改修しなければならない。
- 4 消防法第17条の3の3の規定により、消防用設備等を点検し及びその結果を報告しなければならない。
- 5 各々の事業所等の管理権原者は、協議会構成員として、防火対象物全体の安全性を高めるように努めるとともに、定期的に関催される共同防火管理協議会に参加しなければならない。

統括防火管理者の設置が必要な防火対象物に該当する場合、各事業所の管理権原者は「全体についての消防計画」に基づき協議会等の参加も明確にしておきます。

(防火管理者の権限と業務)

第4条 防火管理者は、〇〇〇〇 とし、この計画についての一切の権限を有し、次の業務を行うものとする。

- (1) 消防計画の作成及び変更

特に(1)に掲げた消防計画の検討については、建築物の増改築又は用途変更、人事異動等の社内事情の変化に伴い、実態に即したものに改正し、常に防火管理業務の適正を図ります。

- (2) 消火、通報及び避難訓練の計画とその実施
- (3) 消防用設備等の点検及び建築物等の自主検査の実施とその指導監督
- (4) 危険物及びガス等の貯蔵又は取扱施設の点検とその指導監督
- (5) 火気の使用又は取扱いに関する指導監督
- (6) 収容人員の把握と適正管理
- (7) 管理権原者に対する助言及び報告
- (8) その他、防火管理上必要な業務
- (9) 統括防火管理者への報告

統括防火管理者の設置が必要な防火対象物に該当する場合、「全体についての消防計画」に基づき、事業所の用途を変更するときや消防用設備等を設置・変更するとき、テナントの内装を改修するときは、あらかじめ統括防火管理者に報告します。

- ア 用途及び設備を変更するとき
- イ 消防計画を作成又は変更したとき
- ウ 防火管理者を選任又は解任したとき
- エ 防火対象物及び消防用設備等の法定点検を実施したとき
- オ 内装の改修又は改築等の工事を行うとき
- カ 臨時に火気を使用するとき
- キ 防火上の建物構造の不備や消防用設備等の不備欠陥が発見されたとき、及び改修するとき
- ク 催物を開催するとき
- ケ 防火管理業務の一部を委託するとき
- コ 消防計画に定める消防機関への報告及び届出を行うとき
- サ 消防計画に定めた訓練を実施するとき
- シ その他統括防火管理者から指示命令された事項

(消防機関への報告及び連絡)

第5条 防火管理者は、次の業務について消防機関へ届出、報告及び連絡等を行うものとする。

- (1) 消防計画の届出（変更の都度）
- (2) 建築物及び諸設備の設置又は、変更の事前連絡並びに法令に基づく諸手続
- (3) 消防用設備等の点検結果の報告
- (4) 自衛消防訓練時における事前通報及び指導の要請
- (5) その他、防火管理上必要な事項

第2章 予防管理対策

事務所の規模に応じ、各部屋又は、一定の区域ごとに火元責任者を定め火災予防の万全が図られるよう組織づくりします。（実態規模に応じて、棟あるいは、階の区域ごとに防火担当責任者を定めます）

※別表1は、従業員に配布し、またコピーして、事務所や従業員食堂などの目につきやすい場所に貼るとともに、部屋の出入口等に火元責任者等の氏名を掲示しておきます。

(予防管理組織)

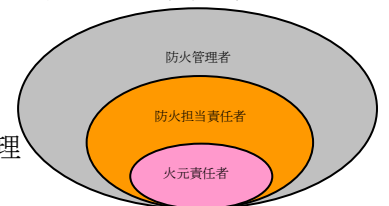
第6条 日常の火災予防及び地震時の出火防止を図るため、防火管理者のもとに、各部屋又は一定の区域ごとに火元責任者を置き、別表1のとおり火災予防管理組織を定める。

※防火管理に関する責任の範囲（イメージ）

(火元責任者の業務)

第7条 火元責任者は、次の業務を行うものとする。

- (1) 担当区域内の建物、火気使用設備器具及び電気設備等の維持管理
- (2) 担当区域内の消防用設備等の維持管理
- (3) 地震時における火気使用設備器具の出火防止措置
- (4) 防火管理者の補佐



火元責任者は、防火管理者の業務を補佐し、指定された区域内の直接の責任者です。何をするか十分に説明しておかなければなりません。（防火設備の点検・整備、火気の使用・取扱いなど）

(消防用設備等の法定点検)

第8条 消防用設備等の点検は、次のとおり行う。

- (1) 点検者（消防設備士又は消防用点検資格者等）は、法令で定める消防用設備等の点検を実施し、その結果を防火管理者に報告するものとする。
- (2) 消防設備等の点検の時期は、次のとおりとする。

消防用設備等	点検実施予定月日		
	機器点検		総合点検
消火器	6月	12月	月
屋内消火栓	6月	12月	12月
スプリンクラー設備	6月	12月	12月
誘導灯	6月	12月	12月
配線	月	月	12月
	月	月	月
	月	月	月

※ 消防用設備等の欄に、当事業所に備えてあるものを記入

※ 機器点検は年2回、総合点検は年1回実施

【消防用設備等の点検を点検業者と契約している場合】

点検設備業者	〇〇〇防災設備管理(株)
住 所	〇〇市〇〇町
電 話 番 号	〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

特定用途は1年(飲食店、物販、病院、保育所、ホテル、社会福祉施設など)
非特定用途は3年(事務所、工場、倉庫、共同住宅、学校など)

(点検結果の報告及び検査の記録)

第9条 管理権原者は、消防用設備等の定期点検結果を 〇年 に1回、所轄消防署長へ報告し、建築物の自主検査の記録とともに防火管理維持台帳に保存するものとする。

防火管理維持台帳の作成

消防機関へ報告した書類及び防火管理業務に必要な書類等を本計画をとともに取りまとめて、整備し、保管する。

(建築物等の自主検査)

第10条 建物、火気使用設備器具、危険物施設等の検査は、日常的に行う検査と定期的に行う検査に分けて実施するものとする。

	検査対象	検査実施日	検査実施者
日常的に行う点検	別表2	毎日終業時	各担当区域の火元責任者
定期的に行う点検	別表3	4月、10月	各担当区域の火元責任者

なお、自主検査の結果については、速やかに防火管理者に報告するとともに、報告を受けた防火管理者は、不備・欠陥がある場合、管理権原者に報告し改修しなければならない。

火災の未然防止、また万一火災が発生した場合の被害軽減には、継続した自主検査(火気使用設備等の管理や防災設備、避難施設、消防用設備等)による維持管理が必要です。定期的場合、年2回以上を目安とし、火災予防運動、危険物安全管理月間等の前を選ぶのが、適当ですが、それぞれの事業所の行事等に合わせて決めて下さい。

(消防用設備等の自主点検)

第11条 防火対象物に設置されている消防用設備等の機能を維持管理するために、法定点検のほか別表4に基づき自主点検する。検査実施者は、各担当区域の火元責任者とし、実施時期は、4月と10月の年2回とする。

なお、自主検査の結果については、速やかに防火管理者に報告するとともに、報告を受けた防火管理者は、不備・欠陥がある場合、管理権原者に報告し改修しなければならない。

統括防火管理者の設置が必要な防火対象物の点検、検査等は、「全体の消防計画」に定められている責任区分等により実施します。

消防用設備等についても、万一の際、確実に使用できるように維持管理します。自主点検は、法定点検の合間に行うのが理想的です。

(共用部分の検査)

第12条 共用部分の消防用設備等、建築施設、火気使用設備・器具及び危険物施設等の自主点検・検査は (〇〇〇〇) がしなければならない。

(統括防火管理者への報告)

第13条 防火管理者は、自主点検及び法定点検の結果を統括防火管理者へ報告しなければならない。

2 防火管理者は、不備・欠陥部分の改修計画及び改修結果を統括防火管理者に報告しなければならない。

第3章 火災予防措置

(防火管理者への連絡事項)

第14条 次に掲げる行為を実施しようとする者は、事前に防火管理者に連絡し、防火管理上必要な指示を受けなければならない。

- (1) 指定場所以外で臨時に火気を使用するとき。
- (2) 各種火気使用設備器具を設置又は変更するとき。
- (3) 建築物の改装、模様替え等を行うとき。
- (4) その他、防火管理上必要な事項

事業所では、一般に臨時火気の管理がおろそかになりやすく、出火する例が多いことから、臨時に使用する火気を防火管理者が把握し、その内容をチェックするなど適正な措置をとります。

(従業員等の遵守事項)

第15条 〇〇〇〇ビル に勤務・出入りし、又は居住するすべての者は、各種災害による被害の拡大を防止するため、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 避難階段、通路、ロビー及びホール等には、避難上支障となる物品を置かないこと。
- (2) 消防用設備等の周辺は、装飾等をせず、その機能を阻害しないこと。

管理権原者や防火管理者などの特定の者だけが防火管理を進めても、効果は、少なく全従業員が業務を分担し、組織的に実施する必要があります。日頃から避難等を考えた、建物管理を全従業員が認識する必要があります。

(火気使用時に遵守事項)

第16条 火気等を使用する者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 厨房等は、常に整理整頓しておくこと。
- (2) 火気使用設備器具は、使用前及び使用后、必ず点検を行い、安全を確認すること。
- (3) 当敷地内で工事を行う者は、火気の管理について防火管理者の指示を受けること。
- (4) タバコの吸殻等は、指定場所へ集め適切に処理すること。

(放火防止対策)

第17条 従業員等は、建物の周囲や敷地内にダンボール等の可燃物を放置しないように注意するとともに、終業時には、必ず施錠すること。

過去の火災事例を見ると、トイレ、倉庫、階段室など死角となる部分からの出火が多いことから、このような場所を重点とした放火対策をとることが必要です。

(工事中の安全対策)

第18条 防火管理者は、模様替え等の工事を行うときは、工事中の安全対策を下記のとおり講じるものとする。

- (1) 工事人に工事計画書を提出させ、必要な指示をし、工事の状況・火気の使用状況を確認すること。
- (2) 工事人に対し、指定された場所以外では喫煙及び裸火の取扱いをしないよう指導すること。
- (3) 工事人に対し、火気管理の責任者を指定させ、掲示させること。
- (4) 溶接等火気を使用する工事を行う場合は、消火器等を準備させること。

工事に伴う火災が多く、また、一般に外来業者は喫煙及び火気管理の状況が悪いため、工事人が守らなければならない事項を定めた規定です。消防機関によっては、工事中の消防計画を提出することが必要な場合があります。

第4章 自衛消防対策

自衛消防隊の配置については、まず全体を配置する隊長を定め、災害への素早い対応を考えた場合、各階に必要な数の消火係・避難誘導係を配置し、事務室等の常時人が配置されている場所に通報連絡係を配置することが望ましいです。
任務を兼任すること等により、自衛消防隊の隊員数を減ずる場合は、通常よりも訓練・教育が必要になります。

(自衛消防の組織と任務分担)

第19条 〇〇〇〇ビルの自衛消防組織として、次の任務分担により別表5のとおり自衛消防隊を設置する。この別表は、従業員の見えやすい場所に掲示する。また、自衛消防隊の活動は、別図6（自衛消防活動フロー）による。

なお、ホテル・病院・福祉施設など、休日・夜間に在館者がいる場合の自衛消防組織の編成は、別表5に準じて別途作成する。

※他の事業所から火災が発生したときは、「全体についての消防計画」に基づき自衛消防活動を行う。

係別	任務内容
隊長	○ 自衛消防隊の指揮命令を行う ○ 避難状況の把握を行い、消防隊と密接な連携を図る。
通報連絡係	○ 119番通報、管内放送等で出火の報知を行う ○ 出火場所の確認等を行い、消防隊への情報提供を行う。
消火係	○ 消火設備を用い、初期消火にあたる。
避難誘導係	○ 非常口等を開放し、避難誘導にあたる。 ○ 必要に応じ、避難器具の設定を行う。

(避難経路図)

第20条 防火管理者は、人命の安全を確保するため、各階ごとに消防用設備等の設置図及び屋外へ通じる避難経路を明示した避難経路図を作成し、自衛消防隊員並びに従業員等に周知徹底するよう努めるものとする。

- ・2方向に避難できる経路を記入
- ・簡単な平面図とし、従業員の休憩室等に掲示しておきます。
- ・この消防計画にも添付しておくことが望ましい。

(震災予防措置)

第21条 防火管理者及び火元責任者は、地震時の災害を予防するために、第2章に基づく消防用設備等の点検及び検査に併せて、次の事項を行うこと。

- (1) 建築物、建築物の付帯設備（看板、窓枠、外壁等）及び陳列物等の倒壊、転倒、落下の有無の検査並びに補強
- (2) 火気使用設備器具の転倒、落下防止及び自動消火装置、燃料等の自動停止装置等についての作動状況
- (3) 危険物施設等における危険物品等の倒壊、転倒、落下の有無の検査

地震発生時に起こる危険をあらかじめ予測し、対策を講じておけば被害を少なくすることはできます。
また、火災発生防止のため日頃の転倒防止、設備機器等の点検及び検査に関して、地震時を想定して必要な措置を行っておくことが必要です。

(地震後の安全措置)

第22条 各火元責任者は、地震後、建築物、火気使用設備器具等の点検・検査を行い、防火管理者に報告し、その安全を確認後、建物の使用を開始すること。

地震時における活動は、特に直接被害の軽減を図るよりも、その後に発生が予想される火災等の二次災害を防止することが主眼となるので、地震時の最小限必要とされる行動を明確にします。

(地震時の活動)

第23条 地震時の活動は、第4章によるほか次の措置を行う。

- (1) 火災が発生した場合は、全力をあげて消火にあたる。
- (2) 防火管理者は、被害状況を放送設備等により従業員に把握させるとともに、必要な事項を指示すること。また、関係防災機関からの情報を積極的に収集すること。
- (3) 建物から退避する場合の一時避難地は、「○○○○」とする。
- (4) 広域避難地への避難開始は、防災機関の避難命令または、自衛消防隊長の指示により行う。

「～市地域防災計画」などで定められた公園、学校又は最寄りの安全な空地(駐車場、運動場など)を記載する。

(震災に備えての準備品)

第24条 震災に備えて、次の品目を常に持ち出せるように準備しておくものとする。

- (1) 医薬品
- (2) 携帯ラジオ
- (3) 非常食
- (4) 飲料水
- (5) その他必要なもの

事業所において、従業員等の防災教育を実施することは、なかなか難しく実行されていないのが、現状です。

従業員等に対する防災教育の内容の適否がその事業所の防火管理体制を確立するうえで大きく影響されるため、それぞれの事業所の実態に即したものを実施し、防災意識を高揚することにより、適正な防火管理が行えるようにします。

第6章 防災教育及び訓練

(防災教育の実施)

第25条 防火管理者は、従業員等に別紙7・8の「防災の手引き」を活用し、次の防災教育を行う。

- (1) 消防計画の周知徹底
- (2) 平常時及び災害発生時における任務及び責任の周知徹底
- (3) 火災予防上の遵守事項
- (4) 震災対策に関する基本的事項
- (5) その他、火災予防上必要な事項

(例)

- ・特に人事異動などがあった時(4月など)には、必ず実施する。(朝礼やミーティングの時間などを利用して実施する。)
- ・実効性をあげるために、「防災の手引き」を作成配布(事業所の用途等による特性を加味、作成)
- ・社会的に大きな反響のあった火災事例を従業員に配布又は掲示板に掲示
- ・消防機関から配布されるポスターを掲示、従業員の防災意識高揚を図る。

(自衛消防訓練の実施)

第26条 防火管理者は、次の計画により訓練を行うとともに、各部分訓練を総合的に実施し、自衛消防組織の確立を図る。また、訓練実施に際し必要と認める時は、消防機関へ指導を要請するものとする。なお、訓練前に別紙「消防訓練事前通知書」を所轄消防署へ提出する。

訓練項目		実施予定	訓練概要
総合訓練		10月	消火・通報・避難誘導の訓練を連携させ総合的に実施
部分訓練	通報訓練	4月	消防機関(119番)への通報及び連絡体制の習熟訓練
	消火訓練	4月	消火設備等の取扱い訓練
	避難誘導訓練	4月	避難誘導要領及び避難用設備等取扱い訓練

※飲食店、物品販売店の店舗等、旅館、病院などの特定防火対象物は、消火訓練及び避難訓練を年2回以上実施すること。

※ビル全体として実施される総合訓練に参加する。

- ・119番通報から消防隊が現場到着し、放水を開始するまでの間、効果的な消防活動ができるよう熟練しておくことを目的とします。
- ・消火、通報、避難の訓練を定期的 to 実施します。(特定用途防火対象物は、消火と避難訓練は、年2回以上実施することが義務付けられています。)
- ※消防法上、訓練は、通報・消火・避難訓練とされていますが、訓練の効果を上げるために、これらの訓練を総合的に実施する「総合訓練」を1回、残りをそれぞれ部分訓練とすることが理想です。(非特定防火対象物についても、年1回実施するように計画しておきます。)
- ・消火訓練は、消火器の点検時や詰替え時に行うなどし、実際に消火器から薬剤を放射するなどの訓練を行うようことも必要です。

第7章 防火管理の委託

(防火管理業務の委託状況)

第27条 防火管理業務の一部又は全部を別表9「防火管理業務の委託状況」のとおり委託する。

防火管理業務の一部をビルメンテナンス会社等に委託する
場合に記載します。

部分の条文は、統括防火管理者の設置が必要な防火対象物の場合に追加します。

附則

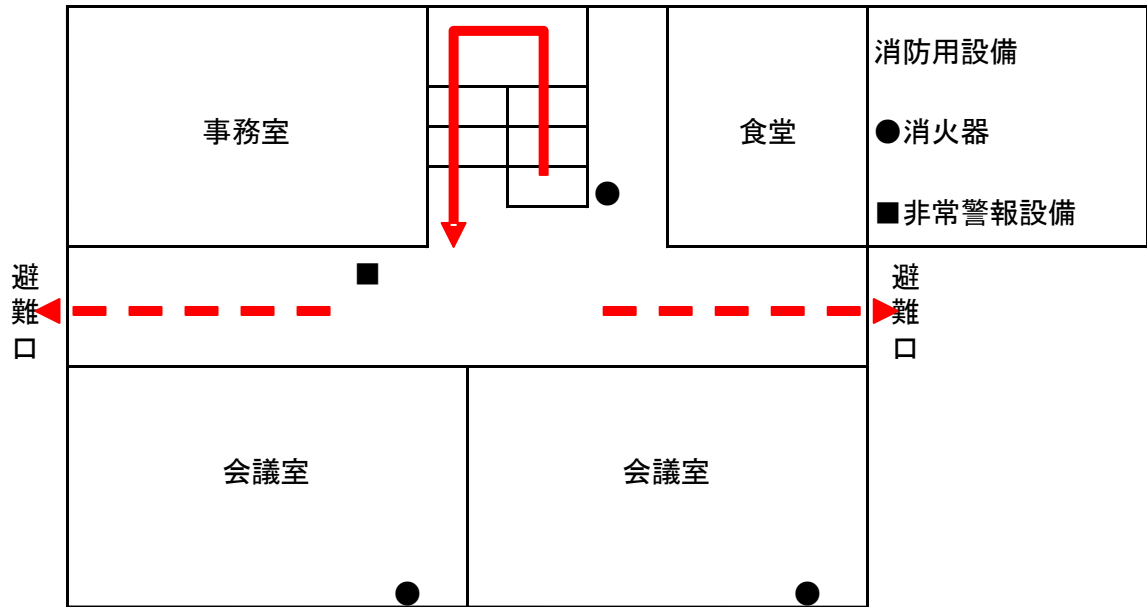
この計画は、 年 月 日 から実施する。

この消防計画に基づいて防火管理を実施する日付。
今後、部分的に変更する場合は、当初の日付の下段に
「一部変更〇年〇月〇日」と記入する。

避難経路図

各階の経路図が必要です

(例)



別表1 火災予防管理組織編成表

防火管理者	担当区域	火元責任者
〇〇〇〇	(例) 地下1階駐車場	〇〇課長
	〃 機械室	〇〇係長
	1階 客席	〇〇〇〇
	〃 厨房	〇〇〇〇
	〃 事務所	〇〇〇〇
	2階 会議室1	〇〇〇〇
	〃 会議室2	〇〇〇〇
	〃 更衣室	〇〇〇〇
	3階 エレベーター機械室	〇〇〇〇
	〃 ボイラー室	〇〇〇〇

防火管理者は、火元責任者に対し何をするのか(第7条)十分に説明しておかなければなりません。

建物すべての部分を記入してください。

1人で多くを担当しないようにしてください。正▲▲副▲▲で決めるとよい。

コピーして事務所や従業員食堂などの目につきやすい場所に貼っておいてください。

※実態規模に応じて防火担当責任者を定める場合

比較的規模の大きい事業所では、防火管理者と火元責任者の間に各棟・階単位ぐらいで防火担当責任者を決めて防火管理者の補佐を実施させます。(中間監督者(課長又は係長等)が適当)

防火担当責任者をおく場合は、本文中の第6条に防火担当責任者をおくこと、第6条の2に防火担当責任者の業務について定める必要があります。

(例)

- ・担当区域内の火元責任者に対する業務の指導及び監督
- ・防火管理者の補佐

別表1 火災予防管理組織編成表

防火管理者	防火担当責任者	担当区域	火元責任者
〇〇〇〇	1階 第1営業課長 〇〇〇〇 2階 第2営業課長 〇〇〇〇 3階 総務課長 〇〇〇〇 4階 企画課長 〇〇〇〇 5階 秘書課長 〇〇〇〇 R階 設備課長 〇〇〇〇	この欄は、前ページと同じです。	

別表2 自主点検チェック表（日常）

事業所の火気などを使用している状況等を考慮し、検査項目を定めます。

○月

検査実施者 ○○○○

日	曜日	検査項目							
		避難通路等の物品の有無	ガス器具のホースの老化・損傷	電気器具の配線老化・損傷	火気設備器具の異常の有無	吸殻の処理	倉庫等の施錠確認	終業時の火気の確認	その他（共用部分の可燃物の有無等）
1	月	○	○	○	○	○	○	○	×
2	火	○	○	○	○	○	×	○	○
3	水	○	○	×	○	○	○	○	○
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
13									
14									
15									
16									
17									
18									
19									
20									
21									
22									
23									
24									
25									
26									
27									
28									
29									
30									
31									

（備考） 検査を実施し、良の場合は○を、不備・欠陥のある場合は×を、即時改修した場合は△を付してください。

なお、不備・欠陥がある場合には、直ちに防火管理者に報告するものとします。

防火管理 者確認	
-------------	--

事業所の実態等を考慮し、検査項目を
定めます。

別表3 自主点検チェック票（定期）

	実施項目	実施項目及び確認箇所	検査結果		
建物構造	(1) 屋外階段	各構成部材及びその結合部に、緩み・ひび割れ・腐食・老化等はないか。			
	(2) 手すり	支柱が破損・腐食していないか。取付部にゆるみ・浮きがないか。			
	(3) 消防隊非常用侵入口	表示されているか。また、進入障害はないか。			
防火設備	外壁の構造及び開口部等	①外壁の耐火構造等に損傷はないか。 ②外壁の近く及び防火戸の外内に防火上支障となる可燃物の堆積及び避難の障害となる物品等を置いていないか。 ③防火戸は円滑に開閉できるか。			
	(2) 防火区画	①防火区画を構成する壁、天井に破損がないか。 ②階段内に配管、ダクト、電気配線等が貫通していないか。 ③自動閉鎖装置（ドアチェック等）付の防火戸等のくぐり戸が最後まで閉まるか。 〔確認事項〕 ・常時閉鎖式は最大限まで開放して閉まるのを確認する。 ・煙感知器連動閉鎖式は、防火戸を止めているマグネット等を手動により外し自動的に閉鎖するのを確認する。 ④防火シャッターの降下スイッチを作動させ、防火シャッターが最後まで降下するか。 ⑤防火戸・防火シャッターが閉鎖した状態で、隙間が生じていないか。 ⑥防火ダンパーの作業状況は良いか。			
避難施設	(1) 廊下・通路	①有効幅員が確保されているか。 ②避難上支障となる設備・機器等の障害物を設置していないか。			
	(2) 階段	①手すりの取り付け部の緩みと手すり部分の破損がないか。 ②階段室の内装は不燃材料になっているか。 ③階段室に設備・機器等の障害物を設置していないか。 ④非常用照明がバッテリーで点灯するか。			
	(3) 避難階の避難口（出入口）	①扉の開放方向は避難上支障ないか。 ②避難扉の錠は内部から容易に開けられるか。 ③避難階段等に通ずる出入口の幅は適切か。 ④避難階段等に通ずる出入口・屋外への出入口の付近に障害物はないか。			
火気設備器具	(1) 厨房設備、ガスコンロ、湯沸器	①可燃物品からの保有距離は適正か。 ②異常燃焼時に安全装置は適正に機能するか。 ③ガス配管は亀裂、老化、損傷していないか。 ④油脂分を発生する器具の天蓋及びグリンスフィルターは清掃されているか。 ⑤排気ダクトの排気能力は適正か。また、ダクトは清掃されているか。 ⑥燃焼器具の周辺部に炭化しているところはないか。			
	(2) ガスストーブ、石油ストーブ	①自動消火装置は適正に機能するか。 ②火気周囲は整理整頓されているか。			
電気設備	(1) 変電設備	①電気主任技術者等の資格を有する者が検査を行っているか。 ②変電設備の周囲に可燃物を置いていないか。 ③変電設備に異音、過熱はないか。			
	(2) 電気器具	①タコ足の接続を行っていないか。 ②許容電流の範囲内で電気器具を適正に使用しているか。			
危険物施設	(1) 少量危険物貯蔵取扱所	①標識は掲げられているか ②掲示板（類別・数量等）には、正しく記載されているか。 ③換気設備は適正に機能しているか。 ④容器の転倒、落下防止措置はあるか。 ⑤整理清掃状況は適正か。 ⑥危険物の漏れ、あふれ、飛散はないか。 ⑦屋内タンク、地下タンクの場合に、通気管のメッシュに亀裂等はないか。			
	(2) 指定可燃物貯蔵取扱所	①標識は掲げられているか。 ②貯蔵取扱所周囲に火気はないか。 ③整理整頓（集積）の状況はよいか。			
検査実施者氏名		検査実施日	検査実施者氏名	検査実施日	防火管理者確認
構造関係	_____	年 月 日	火気設備器具	_____	年 月 日
防火関係	_____	年 月 日	電気設備	_____	年 月 日
避難関係	_____	年 月 日	危険物施設	_____	年 月 日

（備考）不備・欠陥がある場合には直ちに防火管理者に報告します。

（凡例）○…良 ×…不備 △…即時改修

別表4 消防用設備等・特殊消防用設備等自主点検チェック表

実施設備	確認箇所	点検結果
消火器 (年 月 日実施)	(1) 設置場所に置いてあるか。 (2) 消火薬剤の漏れ、変形、損傷、腐食等がないか。 (3) 安全栓が外れていないか。安全栓の封が脱落していないか。 (4) ホースに変形、損傷、老化等がなく、内部に詰まりがないか。 (5) 圧力計が指示範囲内にあるか。	
屋内消火栓設備 泡消火設備(移動式) (年 月 日実施)	(1) 使用上の障害となる物品はないか。 (2) 消火栓扉は確実に開閉できるか。 (3) ホース、ノズルが接続され、変形、損傷はないか。 (4) 表示灯は点灯しているか。	
スプリンクラー設備 (年 月 日実施)	(1) 散水の障害はないか。(例、物品の集積など) (2) 間仕切り、棚等の新設による未警戒部分はないか。 (3) 送水口の変形及び操作障害はないか。 (4) スプリンクラーのヘッドに漏れ、変形はないか。 (5) 制御弁は閉鎖されていないか。	
水噴霧消火設備 (年 月 日実施)	(1) 散水の障害はないか。(例、物品の集積など) (2) 間仕切り、棚等の新設による未警戒部分はないか。 (3) 管、管継手に漏れ、変形はないか。	
泡消火設備(固定式) (年 月 日実施)	(1) 泡の分布を妨げるものがないか。 (2) 間仕切り、棚等の新設による未警戒部分はないか。 (3) 泡のヘッドにつまり、変形はないか。	
不活性ガス消火設備 ハロゲン化物消火設備 粉末消火設備 (年 月 日実施)	(1) 起動装置又はその直近に防護区画の名称、取扱方法、保安上の注意事項等が明確に表示されているか。(手動式起動装置) (2) 手動式起動装置の直近の見やすい箇所に「不活性ガス消火設備」「ハロゲン化物消火設備」「粉末消火設備」の表示が設けてあるか。 (3) スピーカー及びヘッドに変形、損傷、つぶれなどはないか。 (4) 貯蔵容器の設置場所に標識が設けてあるか。	
屋外消火栓設備 (年 月 日実施)	(1) 使用上の障害となる物品はないか。 (2) 消火栓扉の表面には、「消火栓」又は「ホース格納箱」と表示されているか。 (3) ホース、ノズルに変形、損傷はないか。	
動力消防ポンプ設備 (年 月 日実施)	(1) 常置場所の周囲に、使用の障害となるような物がないか。 (2) 車台、ボディー等に割れ、曲がり及びボルトの緩みがないか。 (3) 管そう、ノズル、ストレナー等に変形、損傷がないか。	
自動火災報知設備 (年 月 日実施)	(1) 表示灯は点灯しているか。 (2) 受信機のスイッチは、ベル停止となっていないか。 (3) 用途変更、間仕切り変更による未警戒部分がないか。 (4) 感知器の破損、変形、脱落はないか。	
ガス漏れ火災警報設備 (年 月 日実施)	(1) 表示灯は点灯しているか。 (2) 受信機のスイッチは、ベル停止となっていないか。 (3) 用途変更、間仕切り変更、ガス燃焼機器の設置場所の変更等による未警戒部分がないか。 (4) ガス漏れ検知器に変形、損傷、腐食等がないか。	
漏電火災警報器 (年 月 日実施)	(1) 電源表示灯は点灯しているか。 (2) 受信機の外形に変形、損傷、腐食等がなく、油煙、ホコリ、錆等で固着していないか。	
非常ベル (年 月 日実施)	(1) 表示灯は点灯しているか。 (2) 操作上障害となる物がないか。 (3) 押しボタンの保護板に破損、変形、損傷、脱落等がないか。	
放送設備 (年 月 日実施)	(1) 電源監視用の電源電圧計の指示が適正か、電源監視用の表示灯が正常に点灯しているか。 (2) 試験的に放送設備により、放送ができるかどうか確認する。	
避難器具 (年 月 日実施)	(1) 避難に際し、容易に接近できるか。 (2) 格納場所の付近に物品等が置かれ、避難器具の所在がわかりにくくないか。 (3) 開口部付近に書棚、展示台等が置かれ、開口部をふさいでいないか。 (4) 降下する際に障害となるものがなく、必要な広さが確保されているか。 (5) 標識に変形、脱落、汚損がないか。	
誘導灯 (年 月 日実施)	(1) 改装等により、設置位置が不適正になっていないか。 (2) 誘導灯の周囲には、間仕切り、衝立、ロッカー等があつて、視認障害となっていないか。 (3) 外箱及び表示面は、変形、損傷、脱落、汚損等がなく、かつ適正な取り付け状態であるか。 (4) 不点灯、ちらつき等がないか。	
消防用水 (年 月 日実施)	(1) 周囲に樹木等使用上の障害となる物がないか。 (2) 道路から吸管投入口又は採水口までに消防自動車の進入通路が確保されているか。 (3) 地下式の防火水槽、池等は、水量が著しく減少していないか。	
連結散水設備 (年 月 日実施)	(1) 送水口の周囲は、消防自動車の接近に支障がないか。また、送水活動に障害となるものがないか。 (2) 送水口に変形、損傷、著しい腐食等がないか。 (3) 散水ヘッドの各部に変形、損傷等がないか。 (4) 散水ヘッドの周囲には、散水を妨げる広告物、棚等の障害物がないか。	
連結送水管 (年 月 日実施)	(1) 送水口の周囲は、消防自動車の接近に支障がないか。また、送水活動に障害となるものがないか。 (2) 送水口に変形、損傷、著しい腐食等がないか。 (3) 放水口の周囲には、ホースの接続や延長等の使用上の障害となる物がないか。 (4) 放水口を格納する箱は変形、損傷、腐食等がなく、扉の開閉に異常がないか。 (5) 表示灯は点灯しているか。	
非常コンセント設備 (年 月 日実施)	(1) 周囲に使用上障害となる物がないか。 (2) 保護箱は変形、損傷、腐食等がなく容易に扉が開閉できるか。 (3) 表示灯は点灯しているか。	
検査実施者氏名	防火管理者確認	

別表5 自衛消防隊編成表

班長は、監督的な立場の方を選任します。その人の部下を隊員とすれば指揮命令系統が明確になります。

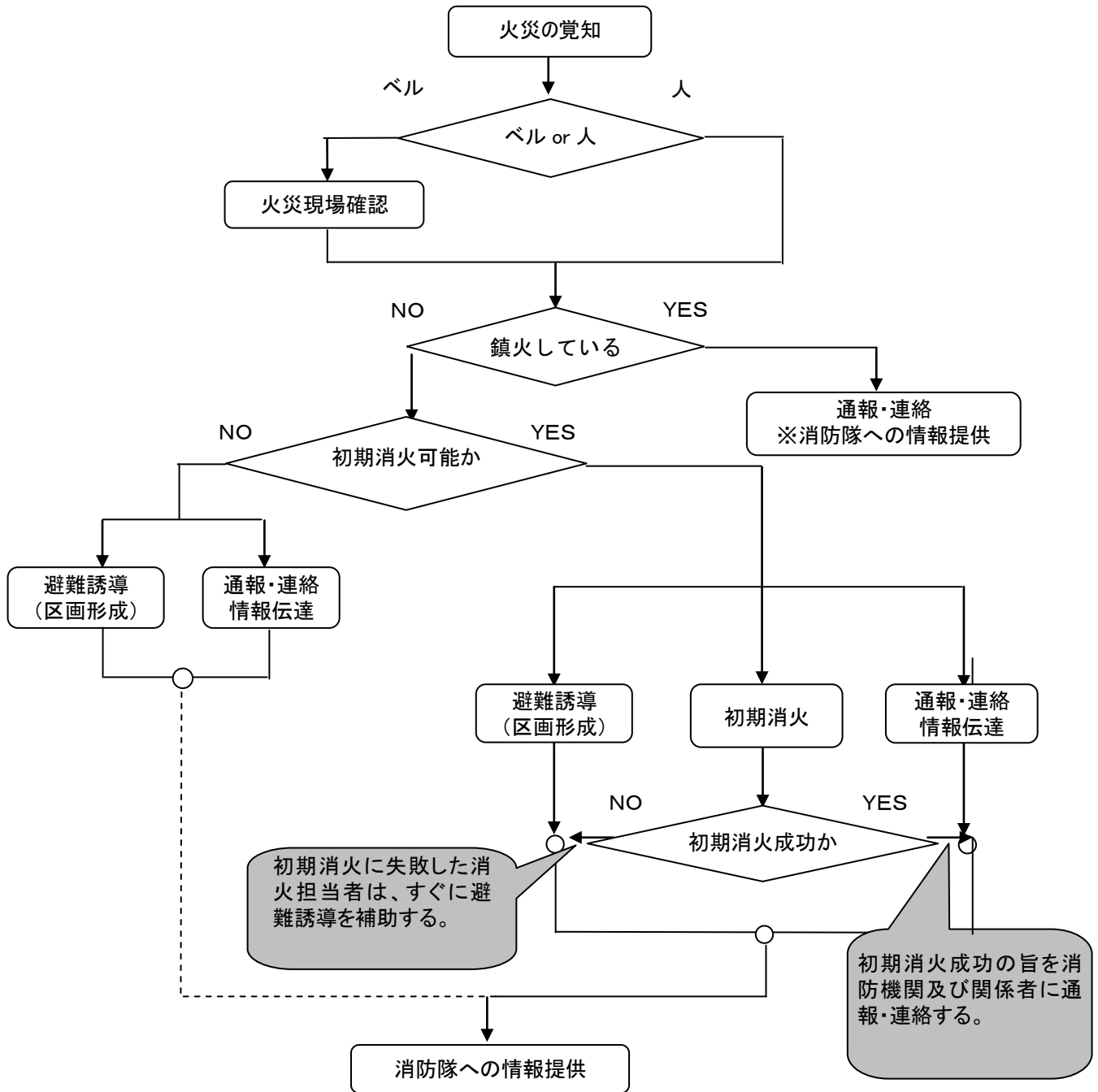
自衛消防隊長	係別	氏名
〇〇〇〇	通報連絡班 119番通報、消防隊への情報提供など	(班長) 〇〇〇〇
		〇〇〇〇
	消火班 消火器、屋内消火栓など	(班長) 〇〇〇〇
		〇〇〇〇
		(社員以外の場合)
		(例) 厨房アルバイト員
	避難誘導班 客や利用者の避難誘導、防火戸や排煙設備などの操作	(班長) 〇〇〇〇
		〇〇〇〇
		(社員以外の場合)
		(例) 客席アルバイト員

事業所の最高責任者などを充てる
(社長、校長、店長など)

非常時に活動する組織であるので、全員(パート含む)に何らかの役割を与えておく必要があります。

ホテル、病院など昼間と夜間との従業員数が大きく異なる事業所は、夜間の自衛消防隊編成表を決めておく必要があります。

別図6 自衛消防活動フロー



- 通報・連絡 消防機関及び関係者に火災発生の通報、連絡する。
- 情報伝達 利用客を避難誘導するとともに、自衛消防隊員に必要な事項を伝達する。
- 避難誘導 非常警報器具等を活用し利用客を避難口に誘導する。
- 区画形成 防火シャッター等を人が通れる高さまで下ろし、煙の拡散を防ぐ。最終避難する際に、全ての防火戸及び防火シャッター等を完全に閉鎖し、火災の拡大を防止する。
- 初期消火 消火器を活用し、消火活動を実施する。

別紙 7

防災の手引き（新入社員用）

〔消防計画について〕

_____の消防計画を熟読し、内容をよく把握しておいてください。

〔消火器について〕

- 1 消火器の設置場所を覚えてください。
自分の持場から近い順に2か所以上覚えてください。
- 2 消火器の使い方を覚えてください。
使い方は、消火器の本体に明示されていますので、必ず確認して操作手順を覚えてください。

〔火気設備器具について〕

- 1 火気設備器具の周辺は、よく整理清掃して可燃物を接して置かないでください。
- 2 火気設備器具は、常に監視できる状態で使用し、その場を離れるときは、必ず消してください。
- 3 火気設備器具にある取扱上の注意事項を守り、故障又は破損したままで使用しないでください。
- 4 地震時には、火気設備器具の使用を中止してください。
- 5 終業時には、火気設備器具の点検を行い、安全を確認してください。

〔喫煙について〕

- 1 喫煙は、指定された場所で、吸殻入れを用いて喫煙してください。
- 2 タバコの吸殻は必ず水の入ったバケツなどに捨て、可燃ゴミの中には絶対に入れないでください。
- 3 終業時には、吸殻の処理（水の入ったバケツに捨てる）を確実に行ってください。

〔危険物の取扱いについて〕

- 1 危険物（シンナー、ベンジンなど）を使用するときは、防火管理者の承認を受けてください。
- 2 危険物を使用するときは、小分けして使用し、容器の蓋は常に閉め、火気に注意してください。

〔避難施設の維持管理について〕

- 1 避難口、廊下、階段、避難通路には避難障害となる設備を設けたり、物品を置かないでください。
- 2 防火戸の付近には、常に閉鎖の障害となる物品を置かないでください。

〔放火防止対策について〕

- 1 建物の外周部及び敷地内には、ダンボール等の可燃物を放置しないでください。
- 2 倉庫、更衣室などを使用しないときは、施錠しておきましょう。
- 3 ゴミ類の廃棄可燃物は、定められた時間に、指定場所に持って行きましょう。

〔火災時の対応〕

- 1 通報連絡
119番通報します。（火災か救急かの種別、所在、目標、火災の内容など）
防火管理者に連絡します。
- 2 消火活動
消火器を使って、消火活動を行います。
- 3 避難誘導
避難口（出入口）を開放し、避難口までお客を誘導します。

〔地震時の対応〕

- 1 身の安全を図ってください。
蛍光灯、ガラス製品、窓等の近くから離れてください。
- 2 火の始末を行ってください。
揺れを感じたら、火気設備器具の直近にいる者は、すぐに火を消してください。

〔その他〕

別紙 8

防災の手引き（従業員用）

〔消防計画について〕

当事業所の消防計画を再確認してください。

消防計画の確認項目

- 1 通報連絡担当者（ _____ ）
- 2 初期消火担当者（ _____ ）
- 3 避難誘導担当者（ _____ ）
- 4 日常の自主検査は誰が実施担当者ですか。（ _____ ）
- 5 定期の自主検査は誰が実施担当者ですか。（ _____ ）

〔火気設備器具について〕

- 1 火気設備器具の周辺は、よく整理清掃して可燃物を接して置かないでください。
- 2 火気設備器具は、常に監視できる状態で使用し、その場を離れるときは、必ず消してください。
- 3 火気設備器具にある取扱上の注意事項を守り、故障又は破損したままで使用しないでください。
- 4 地震時には、火気設備器具の使用を中止してください。
- 5 終業時には、火気設備器具の点検を行い、安全を確認してください。

〔喫煙について〕

- 1 喫煙は、指定された場所で、吸殻入れを用いて喫煙してください。
- 2 タバコの吸殻は必ず水の入ったバケツなどに捨て、可燃ゴミの中には入れないでください。
- 3 終業時には、吸殻の処理（水の入ったバケツに捨てる）を確実に行ってください。

〔危険物の取扱いについて〕

- 1 危険物（シンナー、ベンジン等）を使用するときは、防火管理者の承認を受けてください。
- 2 危険物を使用するときは、小分けして使用し、容器は常に閉め、火気に注意してください。

〔避難施設の維持管理について〕

- 1 避難口、廊下、階段、避難通路には避難障害となる設備を設けたり、物品を置かないでください。
- 2 防火戸の付近には、常に閉鎖の障害となる物品を置かないでください。

〔放火防止対策について〕

- 1 建物の外周部及び敷地内には、ダンボール等の可燃物を放置しないでください。
- 2 倉庫、更衣室などを使用しないときは、施錠しておきましょう。
- 3 ゴミ類の廃棄可燃物は、定められた時間に、指定場所に持って行きましょう。
- 4 店内外の不審者に対しては、注意を払ってください。

〔火災時の対応〕

- 1 通報連絡
119番通報します。（火災か救急かの種別、所在、目標、火災の内容など）
防火管理者に連絡し、指示を受けてください。
- 2 消火活動
消火器を使って、消火活動を行います。
- 3 避難誘導
避難口（出入口）を開放し、避難口までお客を誘導します。

〔地震時の対応〕

- 1 まず身の安全を図ってください。
蛍光灯、ガラス製品、窓等の近くから離れてください。
- 2 火の始末を行ってください。
揺れを感じたら、火気設備器具の直近にいる者は、すぐに火を消してください。

〔その他〕

常駐方式: 契約物件に1名以上、常駐して行う方式
 巡回方式: 1日のうち数回、巡回して行う方式
 遠隔移報方式: 自動火災報知設備と通信回線により、休日、夜間等に機械警備を行う方式

別表9

防火管理業務の委託状況

(年 月 日現在)

<遠隔移報 方式>

防火対象物名称	事業所の名称
管理権原者氏名	〇〇〇〇
防火管理者氏名	〇〇〇〇
受託者の氏名 及び住所 (法人にあつては 名称及び主たる 事務所の所在地)	氏名 (名称) 住所 (所在地) 警備会社の名称、所在地、電話番号 ----- TEL ----- 担当事務所 上記、警備会社の担当事務所が場合に記入 TEL
受託者の行う 防火管理業務 の範囲	1 火災異常の遠隔監視及び現場確認業務 2 火災が発生した場合の初動措置 (1) 初期消火 (2) 119番通報 (3) 関係者への連絡
受託者の行う 防火管理業務 の方法	1 現場確認要員の待機場所: 上記の担当事務所と同じ 2 到着所要時間: 15分 3 委託する防火対象物の区域: 全域 4 委託する時間帯: 休日及び就業時間外